

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2020年12月号 | No. 12/2020

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。「PCT 最新情報 (PCT Information Update)」の詳細、「PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)」、「PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)」及び「PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)」につきましては英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

電子的な通信手段の不通により期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容規定 (PCT 規則 82 の 4.2)

2019年9月30日から10月9日までジュネーブで開催された第51回PCT同盟総会は、他の規則修正に加えて、官庁又は機関における電子的な通信手段の不通により、所定の期間が遵守されなかったことによる遅滞について許容する新PCT規則82の4.2を採択したことは、すでにお知らせしました。当該規則は、2020年7月1日に発効しました。

欧州特許庁

欧州特許庁 (EPO) は、電子的な通信手段の不通により、PCT 規則に定める期間が遵守されなかったことによる遅滞について許容する目的で、2020年11月16日から、以下の状況においてPCT規則82の4.2(a)を適用する意向を国際事務局 (IB) に通知しました。

- PCT 規則 89 の 2 に基づき通知された、EPO が認めた当該官庁における電子出願手段の不通、又はオンライン支払サービスの不通が、ある特定の就業日に少なくとも継続して4時間発生した場合に、期間が遵守されなかったことによる遅滞が許容されます。4時間以内の不通や少なくとも2就業日前に電子出願手段が停止される旨の告知が行われていた場合には、EPO はPCT 規則 82 の 4.2 の規定は適用しません。
- ただし予定外の電子的な通信手段の停止については、EPO によるPCT 規則 82 の 4.2 の適用を受けるためには、必ずしもその停止が4時間継続しなければならないわけではありません。電子出願手段の不通、又はオンライン支払サービスの不通が当該官庁の技術サービス部によって、かかる停止として認められた場合には、EPO は規則 82 の 4.2 の適用を検討します。

PCT 規則 82 の 4.2(a) に定める期間が遵守されなかったことによる遅滞について、EPO に対して許容の請求を行いたい関係者は、以下の行為を行って下さい。

- EPO に対して請求を提出し、その書面にある特定日に当該官庁が認めた電子的な通信手段の不通により、期間が遵守されなかったことを記載すること。並びに

- EPO が認めている全ての電子的な通信手段、又はオンライン支払サービスが回復した後続の最初の当該官庁における就業日に、関係する行為を行うこと。

詳細は EPO による通知の全文をご参照下さい。当該通知は、2020 年 11 月 26 日付けの公示 (PCT 公報) (254 ページ目) に掲載されました。以下のリンクからご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

PCT 出願人の手引、附属書 B2 (EP) が更新されました。

PCT 規則 82 の 4.2 に基づく遅滞に関する EPO による通知

官庁又は機関における電子的な通信手段の不通により、所定の期間が遵守されなかったことによる遅滞について許容する PCT 規則 82 の 4.2 (a) に従い、EPO は以下の期間に、当該官庁が認めた電子的な通信手段の不通が発生したことを IB に通知しました。

- CMS (EPO ケースマネジメントシステム): 2020 年 11 月 26 日午前 8 時 (以下全て中央ヨーロッパ時間) から 2020 年 11 月 27 日午前 11 時まで。並びに
- オンラインサービス全て: 2020 年 11 月 26 日午後 23 時 25 分から 2020 年 11 月 27 日午前 1 時 15 分まで。

上述したサービスの不通により PCT 期間を遵守できなかった出願人は、PCT 規則 82 の 4.2 に基づき期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求することができます。ただし、(前述した) 2020 年 11 月 26 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載された適用状況に従っていることが条件となります。

国際出願の電子出願及び処理

国際事務局: e-filing service (電子出願サービス) 宛の電子メールアドレス

以下の電子メールアドレス、epct@wipo.int、pct-safe@wipo.int と ept@wipo.int は、2021 年 1 月 11 日をもって廃止されるため、利用できなくなりますのでご留意下さい。今後のお問い合わせには、pct.eservices@wipo.int をご利用下さい。

ブルガリア共和国特許庁による EPO オンライン出願ソフトウェアを利用した電子形式での国際出願の受理停止

受理官庁としてのブルガリア共和国特許庁は、2021 年 2 月 1 日から、EPO オンライン出願ソフトウェアを利用した電子形式での国際出願の受理を停止する旨を、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき国際事務局 (IB) に通知しました。当該官庁はすでに ePCT 出願を利用した国際出願を受理しています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を記載した修正された通知は、2020 年 12 月 3 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載されました。以下のリンクからご参照ください。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引、附属書 C (BG) が更新されました)

WIPO Fee Transfer Service (WIPO 手数料移転サービス)

2019 年 10 月に開催された PCT 同盟総会では、PCT 規則 15、16、57 及び 96 の規定を修正しました。かかる規則の修正では、ある官庁が他の官庁のために徴収した手数料を、国際事務局 (IB) を介して移転するための PCT における法的根拠を規定しました。新サービスの主な利点の一つは、官庁間における手数料取引の処理件数を最小限に抑えることができる点です。詳細は、公文書 PCT/WG/12/20 をご参照下さい。

https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911

2020 年 7 月 1 日から、いずれの受理官庁、国際調査機関、補充国際調査に指定された機関や国際予備審査機関は、WIPO Fee Transfer Service に「参加庁」(participating Office) として参加することができます。当該サービスでは、PCT 手数料は、ある官庁(「徴収官庁」(collecting Office)) から他の官庁(「受益官庁」(beneficiary Office)) に対し IB を介して取り引きされます。この手数料の移転は、PCT 規則 96.2 に規定されており、また PCT に基づく実施細則の附属書 G に詳述される規定にも準拠しています (https://www.wipo.int/pct/en/texts/ai/annex_g.html)。

この新たな WIPO Fee Transfer Service に関連して、IB は 2020 年 11 月 26 日付けの公示 (PCT 公報) (255 ページ目から) に、以下の情報を掲載しました。

- 2020 年 11 月 20 日時点で参加している各官庁ごとにまとめた WIPO Fee Transfer Service の一部として取り引きされた PCT 手数料移転の一覧。並びに
- 2021 年の実施予定表には、毎月の期日が指定されています。参加徴収官庁による IB に対する手数料移転に関する報告書の作成期日や送付期日、IB に対して又は IB から一覧のどの手数料が移転されるべきか、そしてかかる一覧に表示されている手数料の額に関する報告書を作成すべき期日や送付すべき期日が記載されています。

詳細は、上述した 11 月 26 日付けの公示 (PCT 公報) を、以下のリンクからご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

国際事務局の閉庁日

PCT 規則 80.5 に基づく期間の計算に関して、国際事務局 (IB) の 2021 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間における閉庁日は、以下の通りです。

全ての土曜日、日曜日、及び

2021 年 1 月 1 日

2021 年 4 月 2 日

2021 年 4 月 5 日

2021 年 5 月 13 日

2021 年 5 月 24 日

2021 年 9 月 9 日

2021 年 12 月 24 日

2021 年 12 月 31 日

上述日は IB に限った閉庁日であり、国内官庁又は広域官庁には該当しない点にご注意ください。他の官庁の 2021 年の閉庁日については、各官庁から国際事務局に情報が提供されていれば、以下の PCT ウェブサイトから確認できます。

www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml

PCT 最新情報

BG: ブルガリア (電子出願)

BH: バーレーン (電話番号、手数料)

EA: ユーラシア特許機構 (手数料)

GM: ガンビア (官庁の名称、電話番号、ファックスの使用、電子メールとインターネットアドレス)

IL: イスラエル (手数料)

LS: レソト (電話番号、電子メールアドレス)

MN: モンゴル (所在地とあて名、インターネットアドレス)

QA: カタール (電話番号、電子メールアドレス)

RS: セルビア共和国 (手数料)

TM: トルクメニスタン (官庁の名称、所在地、電話番号とファックス番号、インターネットアドレス)

UA: ウクライナ (官庁の名称)

ZA: 南アフリカ (手数料)

調査手数料及び国際調査に関するその他の手数料 (オーストリア特許庁、オーストラリア特許庁、米国特許商標庁)

例外的な閉庁日

欧州特許庁

EPO はミュンヘン、ハーグとベルリンの出願受理事務所の閉庁日を延長し、書類受理の公務を休業する旨を公表しました。追加の閉庁日は、2021 年 1 月 4 日から 8 日までです (1 月 6 日はミュンヘン本部についてはすでに閉庁日として予定されていました)。詳細は、以下のリンクから EPO の通知をご参照下さい。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/presidentnotices/archive/20201216.html>

当該情報は、後日、EPO 官報に掲載される予定です。

WIPO 2019 年及び 2020 年 PCT ユーザ満足度調査

4 回目の PCT ユーザ満足度調査が 2019 年と 2020 年に実施されました。この調査は PCT 制度のあらゆる側面におけるユーザ満足度を評価するために行われ、国際事務局が提供する PCT サービスのどの分野が改善されるべきかの決定に役立てられます。

この調査は、10 全ての PCT 公開言語で実施され、1,800 人以上のユーザから回答を得ました。調査では、特に以下に関連する質問がされました。

- PCT 関連サービスに対する全般的な満足度
- 国際事務局による PCT 出願の処理に対する全般的な満足度
- ePCT サービスが提供するさまざまな機能の利用とその満足度
- WIPO のさまざまな PCT サービス間との通信
- WIPO ウェブサイトや PCT トレーニングが提供する PCT 情報に対する満足度

調査では、回答者によるコメントや改善を望む分野を記載する欄も提供されました。

PCT ユーザ全体の 88%が、WIPO が提供する PCT 関連サービスに対して、「非常に満足」(36%)か「満足」(52%)であると回答しました。調査結果のまとめは、以下のリンクに掲載されています。

https://www.wipo.int/pct/en/activity/pct_user_survey_2019_2020.pdf

お時間を割いて回答して下さった皆様には感謝申し上げます。IB は可能な限り、皆様のご意見を反映できるよう努めて参ります。今回の調査に参加できなかった PCT ユーザの方は、PCT Legal and User Relations Division (PCT 法務・ユーザ関連部) の電子メールアドレス pct.legal@wipo.int 宛にいつでもご意見をお送り下さい。次回の調査は、2021 年から 2022 年にかけて実施予定です。

PCT 制度の概要を紹介するビデオ

PCT 制度の概要を紹介する新しいビデオ「PCT 制度：海外での特許取得を目指して」が PCT サイト上で、10 の PCT 公開言語により公開されています（英語以外の言語は、画面の右上から選択できます）。以下のリンクからご視聴ください。

https://www.wipo.int/pct/ja/news/2020/news_0024.html

このビデオは、特許制度について基本的な知識をすでにお持ちの経営者や個人発明家、学生等を対象として特許協力条約 (PCT) の概要を紹介し、イノベーターが海外での特許取得を目指す際に、PCT 制度がどのように役立つのかを説明するものです。また、海外で特許取得を目指す際の利用可能な選択肢について、弁理士がクライアントに説明を行う際にもお使いいただけます。その他にも、PCT 非締約国において PCT 制度に対する関心を高めることも目的としています。

PCT 関連資料の最新/更新情報

中国語で利用可能な PCT 関連資料の追加

2020 年 11 月 19 日に中継された、中国人ユーザを対象とした PCT 上級者向けセミナーのプレゼンテーションの PDF 版と録音が、ご利用可能になりました。それぞれ以下のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/zh/seminar/webinars/index.html> 及び

<https://attendee.gotowebinar.com/recording/8450156288861471747>

セミナー資料

PCT 手続全般を網羅するセミナー資料が、先の最新版の発行後に発効した PCT 規則改正及び実務での一部変更を反映して、2020 年 10 月に更新されました。中国語版、仏語版、独語版と日本語版が、以下のリンクからご利用可能になりました。

https://www.wipo.int/pct/zh/seminar/basic_1/document.pdf

https://www.wipo.int/pct/fr/seminar/basic_1/document.pdf

https://www.wipo.int/pct/de/seminar/basic_1/document.pdf

https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/basic_1/document.pdf

ディスタンスラーニング PCT 入門コースの利用について

WIPO アカデミーは年末休暇のため、ディスタンスラーニングの PCT 入門コース（特許協力条約入門 (DL101PCT)）や、その他の WIPO アカデミーによる知的財産に関するオンラインコースへの新規登録を現在受付けておりません。新規登録の受付は、以下のリンクから、2021 年 1 月中旬からの開始予定です。

https://www.wipo.int/academy/en/courses/distance_learning/

WIPO Sequence: 配列リストを提出する特許出願人向けの新ツール

2022 年 1 月 1 日から、国際段階、国内段階又は広域段階全てにおいて、特許出願の部分構成する全ての配列リストに対し、アミノ酸及びヌクレオチドの配列リストの表記に関して XML 形式による WIPO 標準 ST.26 が適用されます。

WIPO は先月、WIPO Sequence を立ち上げました。WIPO Sequence はデスクトップアプリケーションであり、特許出願人が WIPO 標準 ST.26 に準拠するアミノ酸及びヌクレオチド配列リストを作成する支援をします。さらに WIPO は、特許官庁向けの WIPO Sequence Validator（検証機能）も提供し、提出された配列リストが WIPO 標準 ST.26 に準拠しているかを検証します。WIPO Sequence は無料で提供されています。IP 官庁が提供する多様な作成ツールにより、配列リストがさまざまな形式で作成されている現状とは異なり、このツールを使うことで全ての出願人が一貫した形式で配列リストを提出できるようになります。

現在、WIPO Sequence にさまざまな改善が行われており、公式版の導入に先立ち、テスト用のベータ版のリリースが 2021 年に発表予定です。このアプリケーションの開発成果を実効性あるものとするためには、ユーザの皆様からのご意見が大変貴重で欠かせません。配列リストを含む国際出願を定期的に提出している PCT ユーザの皆様には、WIPO Sequence デスクトップツールのダウンロードをお勧めします。ご意見は standards@wipo.int までお送り下さい。

WIPO Sequence に関する詳細は、以下のリンクからニュースをご参照下さい。

https://www.wipo.int/standards/en/news/2020/news_0002.html

また、WIPO Sequence のインストールパッケージとユーザマニュアルが、以下の WIPO Sequence ウェブページからご利用可能です。

<https://www.wipo.int/standards/en/sequence/index.html>

なお WIPO は、出願人と官庁職員を対象とした WIPO 標準 ST.26 と WIPO Sequence のトレーニングコースとウェビナーを 2021 年に開催する予定です。

WIPO INSPIRE: 特許情報の新たなツール

WIPO は、新しいプラットフォームである WIPO INSPIRE (特許データベースに関する概要を収録したインデックス) (<https://inspire.wipo.int/>) を加えて、一連のオンラインサービスを拡張しました。WIPO INSPIRE は、特許データベースに関する包括的で、公平且つ明確な概要を提供し、無料でアクセスできます。このツールはさまざまなステークホルダーが、世界中の特許における商業上のデータベース、国内データベース又は広域データベースを評価し、検索する支援をします。例えば特許の審査を行っているのか、研究開発関連の決定を行っているのかによって、関係する仕事に最適な特許検索ツールに関して、十分な情報に基づいた決定を下すことができるよう支援します。

WIPO INSPIRE は、初心者や経験豊富な特許情報ユーザの双方を対象とした高性能機能で且つ簡単に利用できる、以下を含む一連の機能を提供します。

- 特許検索、分析ツールやデータベースに関する詳細なレポートの保管機能。
- 最大 4 つの特許データベースの特徴を比較する機能。
- データベースが世界で利用されている地域を表示するインタラクティブな地図により、ユーザーはどの特許データベースが特定の管轄地域で利用されているのかを一目で判断できる機能。

WIPO INSPIRE は、WIPO の Patent Register Portal (特許登録簿ポータル) と eTISC (online Technology and Innovation Support Center) プラットフォームに統合されています。したがって、統合されたサービスの下、ユーザは特許データベースと特許登録簿に関する情報を取得することができます。さらに、WIPO INSPIRE は特許情報の専門家とこれらのツールに関して意見交換する機会も提供しています。

詳細は、以下のリンクからニュースをご参照下さい。

https://www.wipo.int/tisc/en/news/2020/news_0004.html

また、WIPO INSPIRE の使い方と題したウェビナーの録音は、以下のリンクからご視聴いただけます。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=60288

世界知的所有権指標 2020 年版

世界知的所有権指標報告書の 2020 年版が英語で、以下のリンクから閲覧可能になりました。

<https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4526>

本報告書では、特許、実用新案、商標、意匠、微生物、植物品種保護、地理的表示及びクリエイティブエコノミーの分野における世界中の IP (知的所有権) 活動の年次の概要を提供しています。およそ 150 の国内 IP 官庁、広域 IP 官庁と WIPO による 2019 年の出願、登録や最新の統計並びに調査データと業界の情報源を利用しています。

世界知的所有権指標の概要を紹介するハイライトは、プレスリリース PR/2020/871 に掲載されました。以下のリンク からご覧ください。

www.wipo.int/pressroom/en/articles/2020/article_0027.html

実務アドバイス

国際出願の提出に関連する費用: WIPO オンライン上の PCT 関連資料を利用して必要な手数料を調べる

Q: 当方は初めて国際出願の提出を検討しています。できれば出願する前に、PCT 手数料がいくらになるのか知りたいと思っています。どんな方法で PCT 手数料を調べることができますか？

A: 最初に、出願人が ePCT 出願を利用して PCT 出願の提出を予定している場合には、ePCT で必要な情報を全て入力すると、出願を提出する前に、システムが手数料を即時に計算してくれます。当該システムでは、出願人にとって手数料計算が複雑になり得る全ての不確定要素を考慮して計算を行います。詳細は、以下のリンクから、PCT ニュースレター 2020 年 11 月号に掲載された実務アドバイスをご参照下さい。

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2020/11_2020.pdf#page=8

次に、ePCT 出願を利用して PCT 出願する予定のない場合や選択した受理官庁が ePCT 出願を受理していないため ePCT 出願ができない場合もあるでしょう。PCT ウェブサイト上のさまざまな関連資料には、国際出願の提出時に支払う手数料や、特許取得を求める国に国内段階移行する際に支払う手数料の情報も掲載されています。

国際出願時に支払う主な手数料は、以下のリンクの PCT 手数料表から調べることができます。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/fees.pdf>

また、PCT 出願人の手引の附属書には、各官庁ごとに、出願時に支払う手数料、国際段階期間の特定の状況において支払う他の手数料や、国内段階期間に支払う手数料 (国内手数料) が記載されています。附

属書では、関係する官庁の要件やその他の特別な要件に関するより詳細な情報も提供しています。以下のインデックスのリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html>

なお、PCT 手数料表は月次で更新されるのに対し、PCT 出願人の手引（訳者注：英語オリジナル版の PCT 出願人の手引について）は通常、変更がある場合には、週次で更新される点にご留意下さい。

PCT 関連資料を調べる前に、国際出願時に必ず支払うべき手数料は何か、そして特定の状況に限りて支払う手数料は何かを知っておく必要があるでしょう。出願時に支払うべき主な手数料は、PCT 手数料表と PCT 出願人の手引の関連する附属書のどの箇所に記載されているのかを、以下に説明します。

PCT 手数料表の表 I(a) と PCT 出願人の手引、附属書 C

以下に記載する手数料（そして電子出願する場合には電子出願手数料の減額）は、PCT 手数料表の表 I(a) の 1 列目に列挙されている各受理官庁 (RO) の横の列に表示されています。留意する点としては、PCT 規則 19 の規定の下、出願人がその居住者と国民である両方又はいずれかの締約国の国内官庁又はその締約国のために行動する国内官庁に対して、あるいは受理官庁としての国際事務局 (IB) に対して、国際出願を提出する資格があるという点です。もしも出願人が、居住している国とは異なる国の国民である場合、あるいは受理官庁としての広域官庁に対して出願する資格があるのであれば (PCT 出願人の手引の附属書 C (「受理官庁」) では、各受理官庁ごとに、受理官庁として行動する資格を有する国、国民と居住者を記載しています)、受理官庁に関してより多くの選択肢がある可能性があります。

送付手数料 (PCT 規則 14) - この手数料は (手数料表の 2 列目)、適用される場合¹、国際出願を提出する受理官庁に対して支払い、額は受理官庁によって異なり、通常は現地通貨で支払います。

国際出願手数料 (PCT 規則 15) には、30 枚を超える出願の用紙一枚ごとに生じる手数料²が含まれます。- この手数料 (手数料表の 3 列目と 4 列目) は、IB のために受理官庁が徴収し、受理官庁が定める通貨、又は複数の通貨のうちの一つで支払います。受理官庁が認めるスイスフラン以外の通貨による換算額は、為替レートの変動により変更が生じることがあります。

電子出願による減額 - 5 列目から 7 列目には、PCT 規則に附属する手数料表の項目 4(a)、(b) 及び (c) に定められた電子形式のいずれかで国際出願を提出する場合に (https://www.wipo.int/pct/en/texts/rules/rtax.html#_S)、該当する国際出願手数料の減額の額が表示されています。出願人の選択する出願形式は、出願先の受理官庁が受理可能な電子出願の形式によることとなります (関係する各受理官庁が受理する電子出願形式の詳細は、PCT 出願人の手引の附属書 C の該当箇所に記載されています)。スイスフラン以外の通貨による減額の額も、適用される為替レートの変動により変更が生じることがあります。

上述した手数料と減額は、PCT 出願人の手引、附属書 C の該当箇所にも記載されています。また、特定の状況で受理官庁に対して支払う場合のあるその他の手数料には、例えば、優先権書類の送付にかかわる手数料 (国際出願においてその優先権が主張されている、先の出願の認証謄本を IB に送付するよう受理官庁に請求する必要がある場合に支払う手数料)、又は PCT 規則 26 の 2.3(d) に基づく優先権の回復請求にかかわる手数料があります。

¹ 次の受理官庁は送付手数料は徴収しません: アルジェリア、中国、インド (電子出願の場合)、モロッコ、モンゴル、スロベニア及びトルコ。

² 国際出願手数料と 30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料は長年の間、それぞれ 1,300 スイスフランと 15 スイスフランに設定されています。

PCT 手数料表の表 I(b) と PCT 出願人の手引、附属書 D

調査手数料 (PCT 規則 16) – まず、国際出願について、どの機関が国際調査機関 (ISA) として管轄し、行動できるのかを確認する必要があります。選択可能な ISA は、表 I(a) の出願人の選択した管轄受理官庁に該当する行の右端に記載されています。調査手数料は、ISA のために受理官庁によって徴収され、その手数料額は当該 ISA により自国の通貨で定められています。したがって調査手数料の換算額は、管轄 ISA として関係官庁を特定した受理官庁によって認められた所定の通貨により設定されます。各 ISA に支払う該当する調査手数料の額と、その他の適用される通貨による換算額は、手数料表の表 I(b) や PCT 出願人の手引、附属書 D の該当箇所に表示されています。一部の ISA は、調査が行われる言語によって異なる料金を請求している点にご留意下さい。また、手数料の減額を提供している ISA もあり、それについては後ほど説明します。特定の状況下では、調査手数料以外にも ISA に支払う他の手数料として、追加調査手数料や異議申立手数料等があります。詳細は PCT 出願人の手引、附属書 D をご参照下さい。

送付手数料 (僅少の例外を除いて)、国際出願手数料と調査手数料の支払は必ず要求され、受理官庁が出願を受理してから 1 カ月以内に支払う必要があります。

PCT 手数料表の表 I(c) と II、PCT 出願人の手引、附属書 SISA と E

特定の状況下では、その他の手数料の支払も必要な場合があります。例えば、PCT 規則 45 の 2 に基づき出願の補充国際調査の請求を決めた場合、補充調査手数料と補充調査取扱手数料を支払わなければなりません (表 I(c) 又は PCT 出願人の手引、附属書 SISA の該当箇所参照)。また、PCT 規則 53 に基づき国際予備審査請求を行う場合には、予備審査手数料と取扱手数料を支払う必要があります (表 II 又は PCT 出願人の手引、附属書 E の該当箇所参照)。状況によっては、他の手数料も要求されることがあります。詳細は、それぞれ附属書 SISA と E をご参照下さい。

PCT 出願人の手引、国内編

PCT 出願を進めたい国を決定した後は、国内段階移行時に各国内官庁に対して国内手数料を支払わなければなりません。この手数料は関係官庁によりますが、いくつかの手数料から構成されていることがあります。国内段階において指定 (又は選択) 官庁が要求する手数料の詳細は、PCT 出願人の手引の該当する国内編をご参照下さい。

手数料減額又は払戻しの可能性

上述したように、出願が電子形式で提出される場合、国際出願手数料は減額されることがあります。一方、多くの受理官庁は送付手数料を減額したり、ある ISA/IPEA は調査手数料や予備審査手数料を減額したり、またオンライン出願であれば国内手数料を減額する指定 (又は選択) 官庁も多くあります。

状況によっては、その他の手数料減額も適用されることがあり、以下に説明します。

出願人の国籍や居住地に基づく手数料減額

国際出願に記載された全ての出願人が所定の国の国民や居住者である場合、国際出願手数料、補充調査取扱手数料と取扱手数料の減額が利用できます。詳細は、以下のリンクの表をご覧ください。

https://www.wipo.int/pct/en/fees/fee_reduction_january.pdf

加えて、多くの官庁は、所定の国からの出願人を対象として、送付手数料や、調査手数料と予備審査手数料の全て又はいずれかの減額を行っています。

出願人のカテゴリーに基づく手数料減額

一部の官庁は、例えば小企業、学術機関や政府機関といった所定のカテゴリーに帰属する出願人に対し、送付手数料、調査手数料と予備審査手数料、並びに国内手数料の全て又はいずれかの減額を行っています。

先の調査結果が利用可能な場合の減額又は払戻し

先の調査や審査の結果を官庁が利用できる場合には、一部の官庁は減額、払戻し又は部分的な払戻しを行います。例えば、一部の IPEA には、ISA としての当該機関が国際調査報告を作成していた場合、低額した予備審査手数料を徴収しているところもあります。

補充国際調査 (SIS) の範囲が限定される場合の手数料低額

補充国際調査の請求を決めた場合で、出願人が選択した機関においてより限定的な SIS を選択することが可能な場合には、調査される収録文献の範囲に合わせて異なる料金が適用されるため、手数料は低くなるでしょう。

国内手数料の免除、減額又は払戻し

多くの国内 (又は広域) 官庁はさまざまな状況において国内手数料の減額を行っています。例えば特定のカテゴリーの出願人による出願や、所定の国際機関により国際調査や予備審査が実施された場合です。

国際出願の提出時に手数料減額の資格があるのかどうかを調べるには、手数料表の該当する注釈をご参照下さい。国際段階と国内段階における全ての減額や払戻しについては、PCT 出願人の手引、附属書 C、D と E 並びに国内編の該当箇所をご参照下さい。

PCT 手数料の追加情報

PCT 手数料に関する追加の一般情報は、以下のリンクから、PCT 出願人の手引、5.184 項から 5.199 項をご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/guide/ip05.html#_fees

PCT 制度の手数料や支払についてまとめたウェブページでは、その他の手数料関連情報へのリンクを提供しています。以下のリンクから、ウェブページをご覧下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>